

(写し)

令和元年 6 月 13 日

つくばみらい市教育委員会 御中

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会
及びつくばみらい市学区審議会 会長 松本 譲二

つくばみらい市教育施設の適正配置について(第2次答申)

つくばみらい市義務教育施設適正配置審議会条例(平成21年条例第4号)及びつくばみらい市学区審議会条例(平成24年条例第17号)に基づき、平成30年10月23日付けみらい教第162号における諮問事項について慎重に審議した結果、第2次答申として、付帯意見を付して下記のとおり答申する。

記

1 第一次答申における統合校の通学区域について

既に複式学級が発生している三島小学校と東小学校の教育環境改善のため、小学校を統合し、新たな学校として開校する小学校の通学区域は、次のとおりとすることが望ましい。

(1) 谷井田小学校と三島小学校が統合し、新たに開校する小学校の通学区域

- ・統合前の谷井田小学校の通学区域。
- ・統合前の三島小学校の通学区域のうち、伊奈中学校の通学区域。

(2) 板橋小学校と東小学校が統合し、新たに開校する小学校の通学区域

- ・統合前の板橋小学校の通学区域。
- ・統合前の東小学校の通学区域。
- ・統合前の三島小学校の通学区域のうち、伊奈東中学校の通学区域。

(付帯意見)

本答申で示す統合校の通学区域は、統合前の三島小学校の通学区域を分断する通学区域となっていることから、現に三島小学校に就学する児童の友人関係や地域コミュニティ等に配慮し、小学校の統合により新たに開校する小学校のいずれかを選択可能とするなど柔軟に対応すること。

2 答申理由

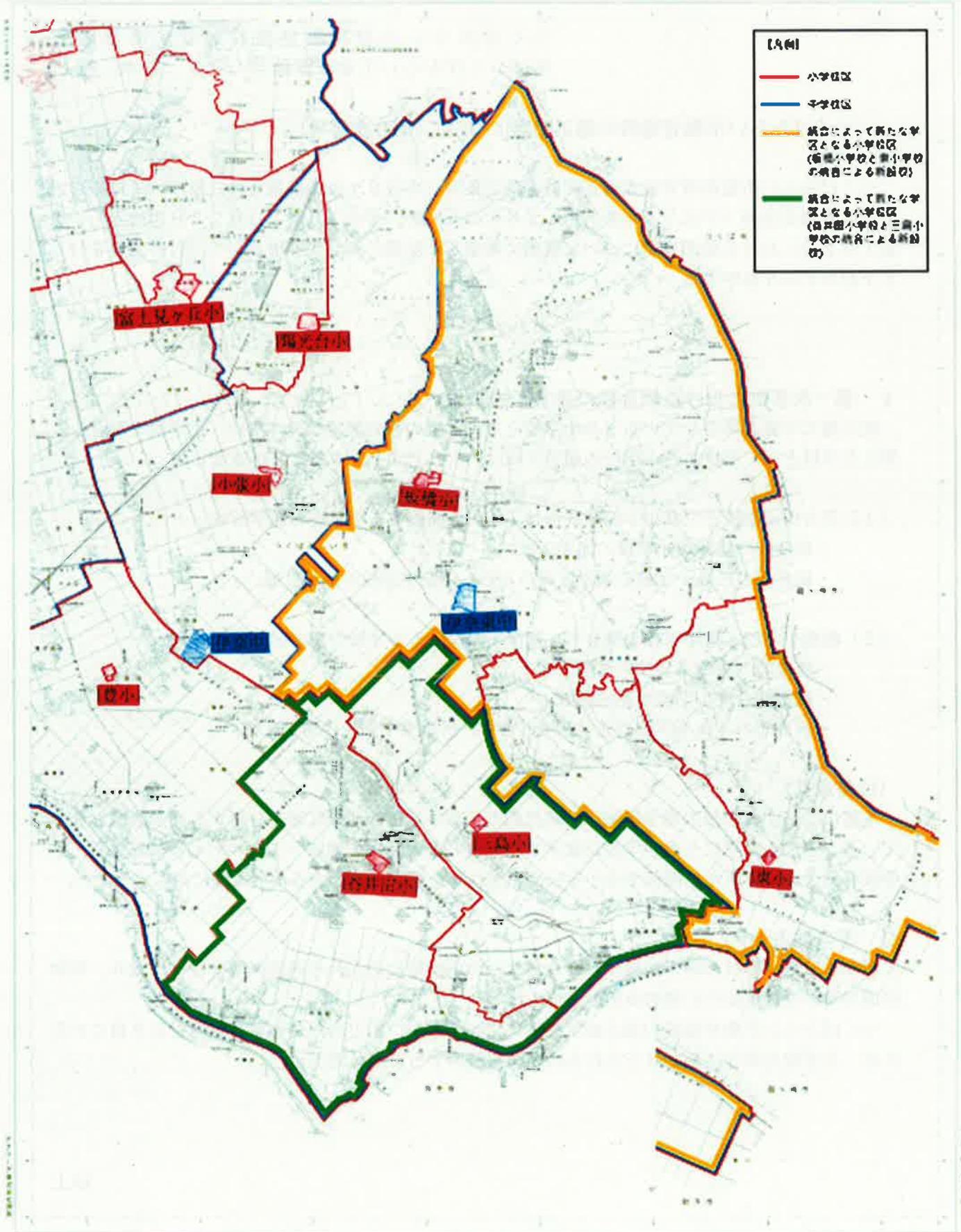
現在の三島小学校の通学区域は、異なる2つの中学校に分かれる通学区域となっており、中学校進学時の児童生徒の心理的負担が危惧される。

つくばみらい市教育施設の適正配置を進めていく中で、子どもたちの教育環境をより良くするため、小学校の統合にあわせてこれらの課題を解消することが望ましい。

以上

小学校統合に係る小学校区の変更図

1:10000



- [A例]
- 小学校区
 - 中学校区
 - 統合によって新たな学区となる小学校区
(新規小学校と旧小学校の統合による新設区)
 - 統合によって新たな学区となる小学校区
(旧中学校と旧小学校の統合による新設区)